



女性の働き方①

103万円の壁って何だろう？

女性が働き出す上で、よく耳にするのが「年収の壁」です。

妻の収入が103万円を超えると、妻本人に所得税の納税義務が発生します。

給与所得控除（65万円）＋ 本人の基礎控除（38万円）＝103万円

給与所得控除とは、給与所得者に認められている必要経費のことです。

妻の収入が

☆ 103万円超～130万円以下の場合

(1) 夫の配偶者控除の適用がなくなります

(2) 103万円を超えた分に所得税率がかけられることとなります。

(所得税額は数千円～数万円)



☆ 103万円超～141万円未満の場合

(1) 夫に配偶者特別控除が付きます。

(但し、夫・納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合)

(2) 夫の会社の配偶者手当がカットされることがあります。確認しましょう。



2013年1月1日から2037年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税が併せて徴収されます。【国税庁HPより】

夫婦の手取りの増減だけでなく、税の仕組みや社会保障制度なども併せて自分にとってどんな働き方が良いのか考えてみましょう。

LPA活動では、暮らしに役立つ学習会や相談会を店舗や支所で開催しています。また、出前講座も行っています。お気軽に下記へお問い合わせ下さい。



【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA 活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192